

被 扶 養 者 に つ い て

被扶養者の範囲

被扶養者とは、主として組合員の収入により生計を維持されており、その状態が継続されている次に掲げる者

- (1) 組合員の配偶者(内縁の夫、内縁の妻含む)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (2) 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で(1)に掲げる者以外のもの

扶養認定対象者の収入について

(1) 収入要件

扶養認定対象者に恒常的な収入があるときは、次の収入要件を満たす必要があります。

- ① 扶養認定対象者の年間収入が所定の所得基準額未満。
- ② 扶養認定対象者の収入が組合員の年間収入の1/2未満。
- ③ ②の要件に該当しない場合でも、組合員の年間の収入を上回らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該組合員が生計維持の中心的役割を果たしていると認められるとき1/2未満とみなすことができる。

(2) 収入基準

被扶養者の認定における収入とは、課税・非課税(障害年金、遺族年金、失業給付金傷病手当金等)を問わない恒常的な収入であり、扶養の事実が発生した日から向こう1年間(暦年や年度によって期間を限定しない)に見込まれる総額となります。

ただし、毎月の収入(パート、アルバイト、失業給付等)がある場合は、年間収入推計額によらず月額や日額で判定します。このため、月額や日額が恒常的(3ヶ月)に限度額を超えた場合は被扶養者として認められません。(下記表1参照)

また、父母またはそのどちらかの扶養認定の場合には、認定対象者個人の収入だけでなく、その父母の収入を合算した額によって判定します。

例えば、認定対象が母のみの場合でも父の収入状況も確認し、基準(※)を超えた場合は扶養認定できません。

表1 所定の所得基準額

所得区分	①認定対象者が60歳未満	②認定対象者が60歳以上
		60歳未満の障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者も含む
年間	1,300,000円未満	1,800,000円未満
月額	108,334円未満	150,000円未満
日額	3,612円未満	5,000円未満

所定の所得基準額の所得とは、所得税法上の所得を指すものではなく、被扶養者として認定を受けようとする者の年間における総収入額(税控除前の額)をいいます。

※ 参照:「表 父母の被扶養者認定の判断基準」

生計維持関係

(1) 扶養すべき者

他の扶養義務者がいた場合は、収入が高い方の扶養となります。お子さんを扶養認定の際には、配偶者の収入を確認し組合員の収入が高ければ扶養認定対象となります。

(2) 扶養対象者が別居の場合

同居・別居の判断については、住民票上で判断します。同一住所でも二世帯住宅や、世帯分離は別居として取り扱います。

組合員以外にも扶養義務者がいる場合については、原則として収入が一番多い者が第一扶養義務者となるため、その者の被扶養者となります。

(例：別居の母親を扶養認定する際、組合員以外に母親と別居の兄弟がいる場合は、兄弟の収入も確認。母親と同居の兄弟がいる場合は、原則として同居の兄弟が第一扶養義務者に該当し、組合員の被扶養者として認定は不可。)

また、組合員からの仕送り額が、共済組合が組合員世帯の生活が維持できない仕送り額と判定した場合、被扶養者として認定することはできません。算定方法として、組合員の標準報酬月額を用いて組合員の扶養能力を算定します。組合員本人に給与収入以外の収入や、組合員世帯に属する他の被扶養者に収入がある場合には、扶養能力の算定に含むことができますので申し出てください。

また、組合員からの仕送り額については、「添付書類について」を参照してください。

◆添付書類について

この表は、被扶養者認定の際に必要な書類の一覧になります。

【表の記号について】

○：提出 △：提出を求められる場合有り -：提出不要

状況に応じて、「-」の書類や、表に記載のない書類の提出を求められる場合があります。

確認すべき項目		提出書類	配偶者		子						配偶者 子以外			
			配 偶 者	未 届 け の 妻 ・ 夫	1 8 歳 未 満			1 8 歳 以 上			父 母	兄 弟 姉 妹	三 親 等 内 の 親 族	
以下の確認すべき項目の報告		扶養事実申立書	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
A 生 計 維 持	別居の場合	仕送り額が確認できるもの※1	○	○	-	△	△	-	△	△	-	○	○	-
	他の扶養義務者の有無	戸籍謄本、改製原戸籍謄本、組合員以外の比較対象者の所得証明書	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	扶養異動	喪失証明書	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B 収 入	学生※2	在学証明書※3	○	○	-	△	△	△	○	○	○	-	○	○
	学生以外の18歳以上の者	所得証明書又は、同意書	○	○	-	△	△	△	○	○	○	○	○	○
	給与収入がある	雇用証明書又は、退職証明書	○	○	-	△	△	△	○	○	○	○	○	○
	年金収入がある	支払通知書の写し等	○	○	-	△	△	△	○	○	○	○	○	○
	給与・年金以外の収入がある	確定申告書一式の写し※4	○	○	-	△	△	△	○	○	○	○	○	○
C 給 付 関 係	雇用保険未加入	直近の給与明細の写し	○	○	-	△	△	△	○	○	○	○	○	○
	失業給付請求できない	離職票1,2(法第13条不該当の証明)	○	○	-	△	△	△	○	○	○	○	○	○
	失業給付請求しない (受給放棄)	離職票1,2(原本)又は、 雇用保険被保険者資格喪失確認 通知書(写)	○	○	-	△	△	△	○	○	○	○	○	○
	失業給付延長	失業給付受給延長等通知書の写し※5	○	○	-	△	△	△	○	○	○	○	○	○
	失業給付受給中	雇用保険被保険者資格者証の 両面の写し	○	○	-	△	△	△	○	○	○	○	○	○
	失業給付受給終了	雇用保険被保険者資格者証の両面 (支給終了日の記載があるもの)の写し	○	○	-	△	△	△	○	○	○	○	○	○
	傷病手当金・出産手当金など	手当額が分かるものの写し	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○
D そ の 他	障害が有る方	障害手帳の写し	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	施設に入居されている方	養護老人施設等の入所証明の写し	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	海外居住	ビザの写し	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○
	国民年金第3号該当	国民年金第3号被保険者関係届、 基礎年金番号が分かるもの(写)	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	続柄確認	住民票、戸籍謄本など	△	○	△	△	△	○	△	△	○	○	○	○

注意事項

確認すべき項目に当てはまるかどうかの判断については「被扶養者について」、または共済担当者へご確認し、該当する提出書類はすべて直近の書類を提出してください。

※1 毎月の仕送り額及び送金人と受取人が確認できる通帳の写し。

※2 夜間・通信教育・短時間の予備校等は除く。

※3 扶養認定申請する年度中に発行されたもの。海外の学校の場合は、在学証明書の内容を和訳したもの。

※4 税申告する際に提出した第一表～第三表、収支内訳書、青色決算書など。申請年度中に開業した場合は、開業届の写し、廃業した場合は廃業届の写しも併せて提出。

※5 失業給付受給延長等申請書（職業安定所受付印の押印あるもの）の写しも可。

夫婦相互扶助の場合

夫婦は相互間で自己の生活限度を下げてでも自己と同程度の生活を維持させる義務があるという民法上の観点から被扶養者の認定においても同様に考え取り扱います。父母またはそのどちらかを被扶養者として認定する場合は、夫婦相互扶助の義務に基づき父母それぞれの収入要件と下記「表 父母の被扶養認定の判断基準」を基に判断します。

父母のどちらかが社会保険に加入している場合は、その社会保険の被扶養者になれることから認定は不可となります。

表 父母の被扶養者認定の判断基準

父母の収入状況	父又は母のいずれかを A	Aの配偶者を B	父母の総収入	判定 ○：認定 ×：否認	
				A	B
父母ともに 所定の所得基準額 所得区分①	所得区分① 130万円未満	所得区分① 130万円未満	208万円未満	○	○
	所得区分① 130万円以上	所得区分① 130万円未満	208万円未満	×	○
	所得区分① 130万円以上	所得区分① 130万円未満	208万円以上	×	×
	所得区分① 130万円以上	所得区分① 130万円以上	208万円以上	×	×
父母のいずれかが 所定の所得基準額 所得区分②	所得区分② 180万円未満	所得区分① 130万円未満	248万円未満	○	○
	所得区分② 180万円未満	所得区分① 130万円以上	248万円未満	○	×
	所得区分② 180万円以上	所得区分① 130万円未満	248万円未満	×	○
	所得区分② 180万円以上	所得区分① 130万円未満	248万円以上	×	×
	所得区分② 180万円以上	所得区分① 130万円以上	248万円以上	×	×
父母ともに 所定の所得基準額 所得区分②	所得区分② 180万円未満	所得区分② 180万円未満	288万円未満	○	○
	所得区分② 180万円以上	所得区分② 180万円未満	288万円未満	×	○
	所得区分② 180万円以上	所得区分② 180万円未満	288万円以上	×	×
	所得区分② 180万円以上	所得区分② 180万円以上	288万円以上	×	×

今回、被扶養者として申請する者（被扶養者）が、申請前に入会している健康保険組合に加入している場合、申請書に記入してください。ただし、申請前に入会している健康保険組合に加入していない場合は、申請書に記入する必要はありません。

沖繩県市町村 令和〇年〇月〇日

記号番号 **12** - **9999**

組合員氏名 **共済 太郎**

・申請前に加入していた健康保険制度
扶養認定する者の**健康保険制度を記入**。
例 〇〇共済組合、国民健康保険など

申告No. 1 ※ 申請前に加入していた健康保険制度：**〇〇健康保険組合**

・扶養認定を申請する理由
認定日に係る理由と年月日を記入。
例 〇月〇日退職、〇月〇日出生、
〇月〇日同居、〇月〇日失業給付受給終了

扶養認定を申請する理由（具体的に記載してください）

妻と長男は別居中。認定対象者（長男）を扶養していた妻が令和7年3月31日退職し妻の扶養から外れたため、長男を扶養したい。

Q1 組合員以外の扶養義務者の有無 いない 以前はいた(組合員との続柄 _____) いる
いずれかの口に**✓**を記入。
いる場合は、「被扶養者について」の生計維持関係(1)扶養すべき者及び、◆添付書類についてのA生計維持、他の扶養義務者の有無を参照してください。

Q2 認定対象者と組合員の世帯について 同居：Q3へ 別居：①～⑤へ回答してください。

①組合員の世帯人数：**1**人（組合員含む）

②別居先世帯の他の扶養義務者の有無 無 有 組合員との続柄（**妻**）

③別居の理由 **【大学通学の為】**

④認定対象者への仕送り額について 無 有：毎月 **10**万円

⑤組合員以外の仕送り額について 無 有：毎月 _____万円

Q2 認定対象者と組合員の世帯について
別居の場合①～⑤の回答も必須となります。
「被扶養者について」の生計維持関係(2)扶養対象者が別居の場合及び、「◆添付書類について」のA生計維持他の扶養義務者の有無を参照してください。

Q3 認定対象者の 公的年金(障害・遺族含む)の受給状況 受給無 請求中 受給中

Q4 認定対象者が生活保護の扶助となっていないか 無 申請中 有

Q3 ◆添付書類についてのC給付関係を参照してください。
Q4 生活保護を申請中又は、有りと回答の場合は、資料の提出を求める場合があります。
Q5 ◆添付書類についてのC給付関係を参照してください。

Q5 認定対象者の手当金(産休・育休・傷病)の受給状況 受給無 請求中 受給中

Q6 認定対象者の雇用保険加入状況 未加入 加入：以下①～⑤のどちらかに回答してください。

① 受給権放棄（請求しない） ② 期間不足（請求できない）
③ 失業給付申請中又は受給中 ④ 失業給付受給終了 ⑤ 失業給付受給延長

Q6 認定対象者の雇用保険加入状況について
いずれかの口に**✓**を記入。
加入の場合は①～⑤どちらかに**✓**を記入。
「◆添付書類について」のC給付関係を参照してください。